公社債投信(1～12月号)

マンスリーレポート
2026年10月30日基準

追加型投信／国内／債券

基準価額・純資産総額の状況

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
元本(百万円)	1,370	1,295	1,282	1,187	1,010	1,550	1,946	1,279	1,201	1,093	1,500	2,074
基準価額(円)	10,043	10,039	10,035	10,031	10,027	10,023	10,018	10,016	10,009	10,003	10,050	10,047
純資産(百万円)	1,376	1,300	1,287	1,191	1,013	1,553	1,950	1,281	1,202	1,093	1,508	2,083

※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。

1万口当たりの分配金(過去3期分)

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
決算日	26/1/19	26/2/19	26/3/19	26/4/20	26/5/19	26/6/19	26/7/21	26/8/19	26/9/24	26/10/19	25/11/19	25/12/19
分配金	30円30銭	32円28銭	34円44銭	36円20銭	38円68銭	40円51銭	43円30銭	44円88銭	48円58銭	51円31銭	27円80銭	28円42銭
決算日	25/1/20	25/2/19	25/3/19	25/4/21	25/5/19	25/6/19	25/7/22	25/8/19	25/9/19	25/10/20	24/11/19	24/12/19
分配金	11円50銭	12円59銭	14円27銭	15円62銭	17円26銭	19円72銭	22円05銭	23円88銭	25円35銭	26円11銭	8円39銭	9円49銭
決算日	24/1/19	24/2/19	24/3/19	24/4/19	24/5/20	24/6/19	24/7/19	24/8/19	24/9/19	24/10/21	23/11/20	23/12/19
分配金	2円76銭	3円72銭	3円04銭	3円61銭	4円42銭	4円53銭	5円07銭	5円87銭	7円19銭	8円23銭	3円73銭	3円02銭

※分配金は、税引前の金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資産構成 (%)

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
マザーファンド受益証券	99.5	99.1	99.4	99.1	99.3	99.6	99.6	99.4	99.5	99.4	99.5	99.6
公社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
短期金融商品等	0.5	0.9	0.6	0.9	0.7	0.4	0.4	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4
信託報酬率	0.54750	0.55620	0.55890	0.57640	0.58900	0.65680	0.68820	0.72800	0.46980	0.12800	0.52500	0.52750

※信託報酬率は年率換算したもので、基準日時点のものです。
※「短期金融商品等」は、計理処理の関係上、マイナスとなる場合があります。

≪運用方針≫
残存期間1年未満の債券を中心に運用し、安定的な収益確保と元本を重視した運用を目指します。ただし、運用環境などにより、残存期間が1年以上の債券を組み入れる場合があります。

概要

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
設定日	1962年1月20日	1962年2月20日	1962年3月20日	1962年4月20日	1962年5月21日	1962年6月20日	1962年7月20日	1961年8月21日	1961年9月20日	1961年10月20日	1961年11月20日	1961年12月20日
償還日	原則無期限											
決算日	原則1月19日	原則2月19日	原則3月19日	原則4月19日	原則5月19日	原則6月19日	原則7月19日	原則8月19日	原則9月19日	原則10月19日	原則11月19日	原則12月19日

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

公社債投信(1～12月号)

公社債の種類別組入状況(実質比率)(%)

内訳	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
国債証券	24.8	24.7	24.8	24.7	24.7	24.8	24.8	24.8	24.8	24.7	24.8	24.8
地方債証券	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.7	4.8	4.7	4.7	4.8
特殊債券	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
金融債券	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5
社債券	42.7	42.6	42.7	42.6	42.6	42.8	42.8	42.7	42.8	42.7	42.7	42.8
公社債合計	85.8	85.5	85.8	85.5	85.7	86.0	85.9	85.8	85.9	85.8	85.9	85.9

※組入比率は、各号の純資産総額に対する実質的な割合です。
※現先取引は、対象資産を基準として分類しています。

公社債の残存期間別組入状況(実質)

内訳	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
残存1年以内(%)	85.8	85.5	85.8	85.5	85.7	86.0	85.9	85.8	85.9	85.8	85.9	85.9
残存1年超(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(%)	85.8	85.5	85.8	85.5	85.7	86.0	85.9	85.8	85.9	85.8	85.9	85.9
平均利率(%)	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29	0.29
平均残存年数(年)	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48

※組入比率は、各号の純資産総額に対する実質的な割合です。
※現先取引は、対象資産を基準として分類しています。
※平均利率(%)は、マザーファンドおよび各号における各組入銘柄のクーポンを額面で加重平均した実質の平均利率(%)です。
※平均残存年数(年)は、マザーファンドおよび各号における各組入銘柄の平均残存年数を額面で加重平均した実質の平均残存年数(年)です。

公社債の信用格付け別組入状況(実質比率)(%)

	1月号	2月号	3月号	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号	10月号	11月号	12月号
AAA格	41.8	41.7	41.8	41.7	41.8	41.9	41.9	41.8	41.9	41.8	41.8	41.9
AA格	33.3	33.2	33.3	33.2	33.3	33.4	33.4	33.3	33.4	33.3	33.4	33.4
A格	10.7	10.6	10.7	10.6	10.6	10.7	10.7	10.7	10.7	10.6	10.7	10.7
BBB格	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BB格以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	85.8	85.5	85.8	85.5	85.7	86.0	85.9	85.8	85.9	85.8	85.9	85.9

※組入比率は、各号の純資産総額に対する実質的な割合です。
※現先取引は、対象資産を基準として分類しています。
※信用格付けは、JCRおよびR&Iを参考に記載しています。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

主として、わが国の公社債に投資し、長期的に安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

1．「A」格相当以上の公社債を主要投資対象とします。

- わが国の国債、地方債、特殊債、金融債、電力債など元本の安全性の高い公社債を中心に投資を行います。
- 信託財産の純資産総額の30%を上限に、「BBB」格相当の公社債に投資することがあります。
- 格付けを付与されていない公社債について、委託会社が、「A」格相当以上、あるいは「BBB」格相当の信用度を有すると判断したものを含みます。
- 株式への投資は行いません。
- 「MHAM公社債投信マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

2．組入公社債および短期金融商品等の実質平均残存年数は、原則として約0.5年から約3年程度の範囲内で調整します。

3．信託財産の純資産総額の30%を上限に、外貨建資産への投資を行うことがあります。ただし、為替はフルヘッジを原則とし、為替変動リスクを極力回避します。

(分配方針)

- 毎計算期末(原則として、各ファンドの呼称となっている月の19日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、運用収益(収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額※を超過する額)の全額を分配します。
- ただし、純資産総額が元本総額を下回った場合には、収益分配は行いません。

※ 元本の額とは1万口あたり1万円とします。

＊ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

主な投資リスク

各ファンドは、公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

● 信用リスク

各ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

● 為替変動リスク

各ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※ 詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	決算日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	各ファンドの決算日までに販売会社にお支払いいただきます。 ※販売会社が別に定める方法により、上記とは異なる期日までに購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申込みの受付けを取り消すことがあります。

信託期間	無期限
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	各ファンドの呼称となっている月の19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取り扱われます。
その他	一定の要件を満たす場合には、少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。また、販売会社によっては、勤労者財産形成貯蓄制度を利用することができる場合があります。 ※ 詳細は販売会社までお問い合わせください。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
換金時手数料	1万口につき**27.5円(税抜25円)を上限**に、販売会社が別に定める額とします。 2026年10月2日現在、購入申込分にかかる換金時手数料の**上限は1万口につき2.2円(税抜2円)**です。 ※なお、2002年3月20日以前に購入した受益権の換金を申し出た場合は、取得時期に応じ以下の割合で計算した換金時手数料をお支払いいただきます。

取得時期	換金時手数料(1万口につき)
1962年4月20日以前	27.5円(税抜25円)
1962年4月21日以降 2001年3月21日以前	110円(税抜100円)
2001年3月22日以降 2002年3月20日以前	27.5円(税抜25円) [一部の販売会社では22円(税抜20円)]

信託財産留保額	ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の信託財産の元本に対し**年0.7280%以内の率**(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。なお、信託報酬率は、ファンドの運用実績等に応じて変動するものとします。
その他の費用・手数料	以下のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は毎日)計上(ファンドの基準価額に反映)され、信託財産中から支払われます。 ・信託財産に関する租税 ・監査費用 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料 等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

●預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

●購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

●投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
＜受託会社＞株式会社りそな銀行
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

公社債投信(1～12月号)

販売会社一覧 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2026年11月10日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第105号	○			○	
マネックス証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社秋田銀行	登録金融機関　東北財務局長(登金)第2号	○				※1
株式会社第四北越銀行	登録金融機関　関東財務局長(登金)第47号	○		○		※1
株式会社北陸銀行	登録金融機関　北陸財務局長(登金)第3号	○		○		※1
株式会社十六銀行	登録金融機関　東海財務局長(登金)第7号	○		○		※1
株式会社京都銀行	登録金融機関　近畿財務局長(登金)第10号	○		○		※1
株式会社広島銀行	登録金融機関　中国財務局長(登金)第5号	○		○		※1
株式会社筑邦銀行	登録金融機関　福岡財務支局長(登金)第5号	○				※1
株式会社佐賀銀行	登録金融機関　福岡財務支局長(登金)第1号	○		○		※1
株式会社十八親和銀行	登録金融機関　福岡財務支局長(登金)第3号	○				※1
株式会社琉球銀行	登録金融機関　沖縄総合事務局長(登金)第2号	○				※1
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関　福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		※1
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関　関東財務局長(登金)第8号	○		○		※1
株式会社北日本銀行	登録金融機関　東北財務局長(登金)第14号	○				※1
株式会社栃木銀行	登録金融機関　関東財務局長(登金)第57号	○				※1
株式会社あいち銀行	登録金融機関　東海財務局長(登金)第12号	○		○		※1
株式会社香川銀行	登録金融機関　四国財務局長(登金)第7号	○				※1
アーク証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第1号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第24号	○	○			※1
長野證券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第125号	○	○			※1
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者　沖縄総合事務局長(金商)第1号	○				※1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	※1
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者　北海道財務局長(金商)第1号	○				※1
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者　九州財務局長(金商)第1号	○				※1
大万証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長(金商)第14号	○				※1
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	※1
日産証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第131号	○		○	○	※1
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第170号	○	○			※1
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	※1
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第148号	○				※1
FFG証券株式会社	金融商品取引業者　福岡財務支局長(金商)第5号	○			○	※1
丸國證券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第166号	○				※1

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
丸三証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第167号	○	○			※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

販売会社一覧 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2026年11月10日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
<備考欄について>
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne